

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は全てのステークホルダーのため当社グループの持続的な成長と企業価値の最大化を目的として、組織体制の整備とその運用強化を図り、高いコンプライアンス意識のもと社会規範と企業倫理に則った、透明性の高い経営を行い、経営効率の向上及び経営監督機能の強化を基本としたコーポレートガバナンスを目指しております。

また、当社では以下の企業理念を経営の拠り所としております。

「人を中心として事業構築を図りケースデンキグループに関わる人の幸福を図る事業を通じて人の「わ」(和、輪)を広げ、大きな社会貢献につなげる」

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

(原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)

当社取締役会は取締役9名(うち2名は社外取締役)であり、いずれも男性で日本国籍を有するメンバーで構成されております。

各取締役は当社の事業に関する相当な知見を有しております。また、社外取締役は会社経営者として十分な経験を有しており、独立的な立場から適宜助言がなされていることで、取締役会の独立性も確保されており、また、監査役には財務及び会計に関する幅広い知見と豊富な業務経験を有する者が選任されていることで当社取締役会は適切な意思決定が行われております。

現在、女性並びに外国人の取締役は選任しておりませんが、ジェンダー及び国際性を含む多様性を備えた構成に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

(原則1-4 政策保有株式)

当社事業の中長期的な発展及び企業価値の拡大に寄与するものを取締役会承認に基づき保有するものとし、保有する場合は毎年見直しを行い保有目的と合致しない銘柄は市場環境を勘案し売却することとしております。

また、投資先企業の株主価値が大きく毀損される事態やコーポレート・ガバナンス上の重大な懸念事項が生じた場合等を除き、保有株式に係る議決権の行使に当たっては投資先との関係を強化する方針で議決権の行使を行うこととしております。

(原則1-7 関連当事者間の取引)

当社グループ役員及び主要株主等は、店舗等での一般商取引、配当金の受取り、及びストックオプションを含めた報酬の受取りを除き、競業取引及び利益相反取引並びにその様な懸念を惹起し得る取引については事前に取締役会にて審議のうえ、その決議のもとに行うこととしております。

(2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社は確定拠出年金制度を採用しております。従業員には定期的に社内イントラネットを通じて当該制度及び運用、並びにマッチング拠出制度に関する教育を定期的実施しております。

(原則3-1 情報開示の充実)

(1) 当社ホームページにて会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、中期経営計画を公表致しております。

(2) 基本的な考え方につきましては本コーポレートガバナンス報告書「1. 基本的な考え方」に記載のとおりであります。

(3) 取締役の報酬につきましては、社外役員を中心とする任意の委員会として報酬委員会を設置し、その助言・提言をもとに会社の業績、経営内容を考慮し、報酬限度内において取締役会にて審議することとしております。

(4) 取締役会が経営幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名等を行うにあたっては、当該役職にふさわしい人格、識見、及び豊かな業務経験、指導力、統率力、企画力等を有している者を指名する事とし、指名委員会は取締役・執行役員候補者案に対する意見を取りまとめ、取締役会に助言・提言することとしており、選解任に関しては取締役及び監査役は株主総会に、執行役員は取締役会の決議と致しております。

なお、監査役候補者の指名については、監査役会の同意のもとに行っております。

(5) 各役員の選任理由は招集通知に記載のとおりであります。

(補充原則4-1-1)

当社は、「取締役会規程」を定め、取締役会で審議 報告すべき事項を明確に定めております。

(原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

以下のいずれかの項目に該当する場合には、十分な独立性を有していないとみなすこととしております。

1 当社グループの業務執行者又は過去10年間(但し、過去10年内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役、監査役又は会計参与であったことのある者)にあつては、それらの役職への就任の前10年間において当社グループの業務執行者であった者

2 当社グループを主要な()取引先とする者又はその業務執行者

3 当社グループの主要な()取引先又はその業務執行者

4 当社グループから役員報酬以外に多額(年間1,000万円超)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者)

5 当社グループの会計監査を行う監査法人に所属する者

6 当社グループから一定額(年間100万円超)を超える寄附又は助成を受けている者(当該寄附又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者)

- 7 当社グループが借入れを行っている主要な()金融機関又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
- 8 当社グループの主要株主又は当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
- 9 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
- 10 当社グループから取締役(常勤・非常勤を問わない)を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
- 11 過去3年間に於いて上記2から10に該当していた者
- 12 上記1から11に該当する者(重要な地位にある者に限る)の近親者等

「主要な」とは当社グループにおける年間の取引額が当社連結売上高1%以上であることとしております。

(補充原則4-11-1)

取締役の指名にあたっては、知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模をもとに当該役職にふさわしい人格、識見、及び豊かな業務経験、指導力、統率力、企画力等を有している者を指名する事としております。

(補充原則4-11-2)

当社役員は受託者責任を果たすため、他の上場会社の役員を兼任するにあたっては、合理的な範囲にとどめるよう努めるものとし、取締役会の出席及び発言状況等を勘案し、兼任状況の合理性を候補者の指名の都度確認いたしております。兼任の状況につきましては、毎年事業報告において重要な兼職の状況として開示致しております。

(補充原則4-11-3)

当社は、報酬委員会による取締役会全体の実効性について分析・評価することとしており、報酬委員会による、分析・評価をもとに、取締役会にてより実効性の高いガバナンス体制の検討を継続して実施いたしております。

(補充原則4-14-2)

当社常勤取締役及び監査役にe-ラーニングが受講できる環境を整えております。また、当社常勤取締役、上席執行役員(子会社代表取締役を含む)及び監査役を構成メンバーとする経営会議において、社外の専門家による法務財務等の勉強会を実施するほか、グループ幹部を構成メンバーとするグループコンプライアンス委員会を年4回開催し、法令順守に対する意識醸成に努めております。

(原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針)

当社はディスクロージャーポリシーに則り、四半期毎に決算説明会を開催しているほか、海外投資家(米国、欧州、アジア)、個人投資家向けの説明会を毎年実施いたしております。実施状況は有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書にて開示いたしております。ディスクロージャーポリシーにつきましては当社ホームページをご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	23,520,300	9.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	15,683,100	6.66
ケースデンキ従業員持株会	10,525,888	4.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	6,518,400	2.76
佐藤商事株式会社	6,316,000	2.68
加藤 修一	6,258,888	2.65
加藤 幸男	6,004,000	2.54
加藤 新次郎	4,856,536	2.06
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND(PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	4,790,300	2.03
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR : FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	3,950,000	1.67

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	小売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
岸野 一夫	他の会社の出身者													
湯浅 智之	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岸野 一夫			岸野一夫氏は、株式会社未来塾にて代表取締役として経営に従事しているほか、これまでも多数の会社の経営責任者としてその手腕を発揮されております。 当社は、同氏が会社経営者として培われました優れた見識及びその経験に基づき、当社の経営を監督して頂くことでコーポレートガバナンス体制の強化及び持続的かつ適正な企業価値向上に資するものとして、独立役員に指定致しております。

湯浅 智之		湯浅智之氏は、株式会社リヴァンプにて代表取締役として経営に従事しているほか、これまでも多数の会社の経営責任者としてその手腕を發揮されております。 当社は、同氏が会社経営者として培われました優れた見識及びその経験に基づき、当社の経営を監督していただくことでコーポレートガバナンス体制の強化及び持続的かつ適正な企業価値向上に資するものとして、独立役員に指定致します。
-------	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	3	1	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	1	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示に記載のとおりであります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査部門である監査室から監査計画策定に関する報告や内部監査結果の報告を受けており、その他問題点に関する意見交換を行っております。
また、主要な事業所など必要に応じて、実地監査の立会いを行うなど相互の連携を緊密にしております。
監査役及び監査室は会計監査人と各決算時の報告のほか、必要があるときは情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
石川 二郎	他の会社の出身者													
小野瀬 益夫	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石川 二郎		取引先家電関連企業の出身	国内家電関連企業で永年培った家電流通に関する専門的な知識・経験等から取締役会に対する有益なアドバイスと、幅広い見識を当社の監査体制の強化に活かせるものと考えております。
小野瀬 益夫			公認会計士、税理士としての財務・会計に関する幅広い知見と豊富な業務経験を有しており、その優れた見識および経験に基づく監査にてコーポレートガバナンス体制の強化および持続的かつ適正な企業価値向上に資するものと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社グループの中長期的な業績及び企業価値の向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社グループの中長期的な業績及び企業価値向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役 報酬等の総額 11名 397百万円(うち社外取締役2名 12百万円)
 上記には平成29年6月27日開催の第37回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれております。
 監査役 報酬等の総額 2名 12百万円(うち社外監査役1名 5百万円)
 子会社から役員として受けた報酬等 社外監査役1名 9百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等については次のとおり定款に定めております。

1 取締役の報酬等

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

2 監査役の報酬等

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は社外取締役2名、社外監査役2名がおります。サポートするための人員は確保しておりませんが、経営企画室及び監査室が適宜対応しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
加藤 修一	名誉会長	当社グループの顧客創出に関する活動	非常勤、無報酬	2016/06/24	任期なし

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、定例の取締役会を原則月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行っております。取締役会は業務執行を担当する取締役に職務分掌に基づき業務の執行を行わせ、取締役は委任された事項について諸規程に定める機関または手続により必要な決定を行うものであります。

また、取締役会の透明性、公正性を担保することを目的として任意の委員会である指名委員会及び報酬委員会を設置し、取締役選任に関する株主総会議案及び執行役員候補者の選任に関する取締役会議案、取締役及び執行役員の報酬等の内容、取締役会の全体の実効性についての分析評価について審議し、取締役会に対し助言・提言を行っております。

なお、指名委員会及び報酬委員会は独立役員2名及び当社常勤の取締役1名で構成されております。

業務執行体制は、当本社内組織を5本部(経営企画本部、営業本部、商品本部、企画・開発本部、管理本部)および監査室で構成し、常勤の取締役、上席執行役員(子会社代表取締役社長含む)および監査役を構成メンバーとする経営会議を原則月1回開催し、各部門および各子会社の業務執行に関する基本的事項の決定および重要事項に関する審議および報告を行っております。

なお、取締役及び監査役の報酬の概要は次のとおりであります。

報酬の概要

A 給与報酬

取締役の報酬限度額は、平成22年6月25日開催の第30回定時株主総会において、年額8億円以内と決議されております。また、平成26年6月26日開催の第34回定時株主総会において、上記の報酬等の額とは別枠で、取締役(社外取締役を除く。)に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬限度額を2億円以内と決議されております。

監査役の報酬限度額は、平成12年6月29日開催の第20回定時株主総会において年額3千万円以内と決議されております。

B 年次賞与

第38期における取締役(社外取締役を除く。)に対する年次賞与は15百万円であります。

C 株式報酬型ストック・オプション制度

当社は、平成26年6月26日開催の定時株主総会にて役員報酬制度の見直しの一環として、役員退職慰労金制度を廃止し、当社グループの中長期的な業績および企業価値の向上への貢献意欲を高めることを目的として、社外取締役を除く当社の取締役を対象として、株式報酬型ストック・オプション制度を導入いたしました。

D 中長期インセンティブ報酬制度

取締役の中長期を見通した業績および企業価値の向上に対する意欲や士気を一層高め、株主にとっての企業価値を最大化することを目的として、ストック・オプションによる中長期インセンティブ報酬制度を導入しております。

会計監査の状況は次のとおりであります。

1 監査報酬の内容

当社が必ず監査法人と締結した監査契約に基づく監査証明業務に係る報酬の内容は、以下のとおりであります。

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬51百万円

2 会計監査の状況

業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名
山本 守(あずさ監査法人)
神宮 厚彦(あずさ監査法人)
成島 徹(あずさ監査法人)
監査業務にかかる補助者の構成
公認会計士23名
その他13名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、機動的な経営を行うため取締役会に加えて取締役間での打ち合わせを随時行える体制が整備されており、監査役による監視及び社外取締役による監督、及び指名委員会、報酬委員会による取締役、執行役員の名指・報酬に関する助言、提言及び取締役会の全体の実効性についての分析評価のほか取締役相互の職務執行監視を行うことにより適正なコーポレート・ガバナンスが確保されているものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より1週間早く発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	平成24年6月28日開催の第32回定時株主総会より導入致しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	電磁的方法による議決権の行使と同じく平成24年6月28日開催の第32回定時株主総会より導入いたしております。
招集通知(要約)の英文での提供	平成25年6月27日開催の第33回定時株主総会より議決権電子行使プラットフォームを通じて要約英文招集通知の提供を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、経営者を中心に会社説明会や個別ミーティング等を通して積極的なIR活動を行うこと、金融商品取引法とその関連法令や東京証券取引所の規則に則った適時開示を行うこと、及び適時開示要件に満たない情報についても有用と判断される場合には積極的な情報開示を行うことを基本方針としたディスクロージャーポリシーを定め、当社ホームページにて公表致しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	平成30年3月期は、栃木県足利市、大阪府大阪市、兵庫県神戸市にて開催した他、毎年各地にて開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算毎に会社説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	毎年欧州、アジア、米国を訪問して説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにて、決算情報、決算説明会資料、その他IR資料等を適宜開示致しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループのCSRへの取組み及び省エネへの取組みを推進するため、「CSR部」を設置致しております。 また、当社グループ各店舗に「省エネ推進担当」を配置し、省エネ性能の高い製品の普及と店舗施設における省エネ活動に務めているほか、廃棄物の発生を抑制し、資源を有効利用する循環型社会の構築に貢献するため「家電リサイクル法」、「小型家電リサイクル法」に則った適切な対応を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーを定め、当社ホームページを通して積極的な情報開示に努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の企業理念を基に経営戦略や事業目的等を組織内に浸透させ、1 業務の有効性と効率性の確保、2 財務報告の信頼性の確保、3 事業活動に関わる法令等の遵守、4 資産の保全を図るために、グループ全体にわたった内部統制システムの整備に取り組んでおり、その一環として当社及び当社子会社(以下、「当社グループ」という。)における内部統制システムの基本方針を平成28年7月19日開催の取締役会にて一部改訂し、実行致しました。

1.当社グループにおける取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは内部統制システムの整備として、コンプライアンス綱領を作成し、またコンプライアンスの基本的遵守事項を掲載した社員手帳を配布し、当社グループ各役員および従業員に意識付けを行っております。また、当社グループ各役員および従業員がコンプライアンスを確実に実践することを支援・指導する組織として、取締役会直轄のグループコンプライアンス委員会を設置し、各社および各部署に対し適宜アナウンスを行っております。

また一方、当社監査室が当社グループの内部監査の方針や手続きを定め、各社監査室と連携し内部監査を徹底することにより、各部各店舗の業務執行に対するチェック機能の役割を務めております。さらに顧問弁護士、顧問税理士、会計監査人、コンサルタント等の意見、提案を考慮しながら、当社グループの目指すコンプライアンスの体制を構築して内部体制を確立し、公正性と透明性を高めることとしております。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、各担当部門が文書等の保存を行っております。

また、情報の管理については情報システムセキュリティポリシー、個人情報取扱規程、特定個人情報取扱基本方針及び特定個人情報取扱規程に基づき対応しております。

3.当社グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの経営成績、株価および財務状況等に影響を及ぼす可能性があるリスクは季節商品に対する気候条件、新規店舗開発に関する投資額、同様の商品を取り扱う企業との競合環境の変化のほか、経済動向、自然災害・事故、個人情報および機密情報の漏洩等があげられます。

リスク情報については、当社グループ各役員および従業員が業務執行する際に当社グループ内外に存在するリスクの把握をし、経営会議へ報告を行い、そのリスクの影響度合いを検討立案しながら対処しており、開示すべき事象が発生した場合には、取締役会にて速やかに開示の検討を行うこととしております。

4.当社グループにおける取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、定例の取締役会を原則として月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。取締役会は業務執行を担当する取締役に、職務分掌に基づき業務の執行を行わせ、取締役は委任された事項について諸規程に定める機関または手続きにより必要な決定を行っております。これらの規程は、法令の改廃・職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すべきものとしております。

取締役会の実効性を向上させるため、常勤の取締役および子会社代表取締役社長並びに当社監査役が出席する経営会議を原則月1回開催し、業務執行に関する基本的事項の決定および重要事項に関する審議および報告を行っております。

また、常勤の取締役を構成メンバーとするミーティングを原則月1回開催し、現況および中長期における経営課題に関する分析および対応について審議し、問題の共有を図っております。

5.当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループ各社に先に述べたコンプライアンス綱領を配布するとともに、当社の取締役若しくは上席執行役員数名が各社の取締役を兼任することにより、相談・通報体制の範囲をグループ全体としております。併せて当社グループ全社による会議を定期的開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定および伝達を行う場としております。

また、各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、グループコンプライアンス委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進しております。

なお、グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件は原則として事前に当社の承認を受けてから行うこととしております。

6.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人の配置はありませんが、必要に応じて、監査室が適宜対応することとしております。今後監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととした場合、その人事およびその他の取扱いについては、取締役と監査役が事前に協議の上決定することとしております。

7.監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する事項

監査役が、その職務の執行において要すると判断したときは、弁護士、税理士、公認会計士、コンサルタント等の専門家に意見を求めることができるものとし、その費用および債務は会社が負担することとしております。

8.当社グループ取締役、監査役および使用人が当社監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループ取締役、監査役および従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、監査役会の定めるところにより、直ちに監査役会に報告することとしております。また、報告事項が虚偽であった場合を除き、報告者が当該報告を行ったことを理由として不利益な処遇を行ってはならないこととしております。

各監査役は監査の方針、業務の分担等に従い取締役会その他重要な会議に出席するほか、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社グループ取締役または従業員にその説明を求めることとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンス綱領の基本遵守事項に反社会的勢力への利益供与の禁止として反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する旨を定めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【当社の適時開示体制について】

1. 情報開示の基本方針

当社の適時開示に関しましては、金融商品取引法その他の関連法令や東証上場規則等に則った適時開示情報のみならず、市場の株価形成に影響があると判断した情報についても積極的にこれを開示し、会社説明会や機関投資家への訪問、さらに当社ホームページ等を利用するなどIR活動を通じて当社の企業理念、当社の状況などを伝えるべく努力しております。

2. 適時開示に関する社内体制

当社の適時開示に関する社内体制は下記のとおりです(模式図参照)。

また、当社グループの内部情報の管理方法及び当社の株式等の売買に関する行動基準につきましては、「インサイダー取引防止に関する規程」において定め、これに基づいて管理しております。

1 グループ各社及び当社各部室で認識した情報は当社経営企画室長に報告され、経営企画室で管理し、必要に応じて代表取締役社長に報告する。

2 経営企画室は、必要に応じて経営企画室長に報告された情報に関連する情報をグループ各社・当社各部室から収集したうえで、関係法令や東証上場規則等を参照し、必要に応じて弁護士や会計監査人に相談するなどして適時開示基準に該当するか否かを確認する。

3. 経営企画室は、以下の手続きにより情報の開示を行う。

・決定事実の開示手続

(1) 経営企画室は取締役会に付議するための資料を作成し、経営企画室長は同会議において説明を行う。

(2) 取締役会において情報開示について審議する。

(3) 取締役会の承認決議を受け、経営企画室は適時開示ガイドブック等に従い開示資料を作成して開示する。

・発生事実の開示手続

(1) 経営企画室は適時開示ガイドブック等に従い、開示資料を作成して開示する。

・決算情報の開示手続

(1) 当社経理部を中心として経営企画室とともに決算開示資料(決算短信、四半期決算短信)を作成し、取締役会の承認を得て経営企画室が開示を行う。

・その他の重要事実

(1) 上記2において適時開示基準に該当しないと判断した情報についても株価形成に影響があると判断した場合には、決定事実の開示手続に準じて開示を行う。

< 適時開示体制 模式図 >



